

笠岡市議会告示第1号

笠岡市議会議員政治倫理条例施行規程を次のように定める。

平成24年3月2日

笠岡市議会議長 山本俊明

笠岡市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、笠岡市議会議員政治倫理条例（平成23年笠岡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(就業等の報告)

第2条 条例第5条の報告は、就業等報告書（第1号様式）又は就業等異動届（第2号様式）によるものとする。

(審査会の傍聴の取扱い)

第3条 審査会の会議は、原則公開する。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第4条 審査会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 審査会を秘密会にしようとする会長又は委員の発議については、会長は、討論を用い
ないで審査会に諮って決める。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(審査請求書)

第6条 条例第6条第1項の規定による審査の請求は、審査請求書（第3号様式）により
行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）は、審査請求
書（第4号様式）により行うものとする。

3 前2項の審査請求書に添える資料又は事実関係を記載した書面は、当該審査請求に係
る事実を特定し、かつ、具体的な内容のものでなくてはならない。

(審査請求に係る届出)

第7条 審査請求をしようとする者は、あらかじめ議長に対し、審査請求書の写しを添え

て署名活動事前届出書（第5号様式）を提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の届出書の提出があったときは、これを受理し、その証明書を交付するものとする。

（審査請求に係る署名活動）

第8条 条例第6条第2項に規定する連署は、審査請求署名簿（第6号様式）に審査請求書又はその写し及び前条第2項の証明書又はその写しを付して、当該証明書の交付の日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。

- 2 審査請求署名簿に審査の請求をするための署名（以下「署名」という。）を求めるときは、本人の自筆によるものとする。ただし、本人が署名することができない場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者が代筆することができる。

- 3 第1項に規定する期間のうち法第74条第7項の規定の例により同項に規定する期間は、署名を求めることができない。

（審査請求等）

第9条 審査請求をしようとする者は、審査請求書に第6条第3項の資料及び前条に規定する審査請求署名簿を添えて、前条第1項に規定する期間の満了後5日以内に議長に対し提出しなければならない。ただし、同項に規定する期間の満了前に署名が完了したときは、当該期間の満了を待たずに速やかに提出するものとする。

- 2 議長は、審査請求書及びその添付書類に形式上の不備があると認めるときは、審査請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（被請求議員の弁明）

第10条 条例第9条第3項の規定により、審査会に対し口頭により弁明しようとする被請求議員は、審査会に対し、あらかじめその旨を申し出なければならない。

- 2 条例第9条第3項の規定により、審査会に対し書面により弁明しようとする被請求議員は、会長が指定する期日までに、弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

（審査結果の概要の公表等）

第11条 条例第10条第4項の規定による審査結果の報告の概要及び弁明書の公表は、市議会だより及び市議会ホームページへの掲載をもって行う。

- 2 前項の規定による市議会ホームページへの掲載の期間は、1箇月間とする。ただし、掲載の日から1箇月以内に一般選挙が行われる場合は、当該選挙の告示の日をもって掲載を終了するものとする。

（委任）

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

笠岡市議会議長 殿

笠岡市議会議員

就 業 等 異 動 届

笠岡市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

年 月 日

笠岡市議会議長 殿

笠岡市議会議員

同

同

同

同

審 査 請 求 書

笠岡市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

審査を求める議員の氏名	
違反の内容	
違反の根拠となる法令・ 条例名及び該当する条項 ※ 該当に○をしてくだ さい。 ※ その他の法令又は条 例の場合は、法令又は 条例の名称と条項を記 入してください。	()笠岡市議会議員政治倫理条例第4条第1項第___号該 当 () その他の法令又は条例 名称・条項 ()
違反を証する資料	

年 月 日

笠岡市議会議長 殿

請求代表者 住所
氏名

審 査 請 求 書

笠岡市議会議員政治倫理条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

審査を求める議員の氏名	
違反の内容	
違反の根拠となる法令・ 条例名及び該当する条項 ※ 該当に○をしてください。 ※ その他の法令又は条例の場合は、法令又は条例の名称と条項を記入してください。	()笠岡市議会議員政治倫理条例第4条第1項第____号該当 ()その他の法令又は条例 名称・条項 ()
違反を証する資料	

備考

※ 審査請求書及び添付書面は、正副本2通を提出してください。

年 月 日

笠岡市議会議長 殿

請求代表者 住 所
氏 名
連絡先

署 名 活 動 事 前 届 出 書

別紙審査請求書（写し）による審査請求のための署名活動を行うことを届け出ます。

署名収集者の住所・氏名・生年月日	1	住 所 笠岡市 氏 名 生年月日 年 月 日
	2	住 所 笠岡市 氏 名 生年月日 年 月 日
	3	住 所 笠岡市 氏 名 生年月日 年 月 日
	4	住 所 笠岡市 氏 名 生年月日 年 月 日
	5	住 所 笠岡市 氏 名 生年月日 年 月 日
署 名 開 始 日	年 月 日	

※ 署名開始日は、この届出書の受理証明書が交付された日の翌日となります。

第6号様式（第8条関係）

審査請求署名簿

笠岡市議会議員政治倫理条例第6条第2項の規定に基づく別添審査請求の趣旨に賛同し、署名します。

番号	署名年月日	氏名	生年月日	住所	政治倫理条例施行規程第8条第2項の規定に基づく代筆をした場合 代筆者の住所・氏名・生年月日	備考
	年 月 日		年 月 日	笠岡市	笠岡市 氏名 生年月日 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	笠岡市	笠岡市 氏名 生年月日 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	笠岡市	笠岡市 氏名 生年月日 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	笠岡市	笠岡市 氏名 生年月日 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	笠岡市	笠岡市 氏名 生年月日 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	笠岡市	笠岡市 氏名 生年月日 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	笠岡市	笠岡市 氏名 生年月日 年 月 日	

備考

署名する方は、自署願います。身体の故障等により署名ができない場合、政治倫理条例第6条第2項及び施行規程第8条第2項の規定に基づき、市の区域内に住所を有する満20歳以上の方が代筆することができます。